

○内閣府令第五十号

自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第三項の規定に基づき、自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令

自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。